

事業系廃棄物減量化計画書記載要領

事業系廃棄物減量化計画書には、事業活動に伴って生じた一般廃棄物量を記入して下さい。
廃棄と再利用の実績及び計画量は、1年間（4月から翌3月まで）の量をトン単位（小数第1位）で記入して下さい。

◎一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。（廃掃法第2条第2項）

産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める19種類の廃棄物をいう。）

（注1）～（注15）で表示されているものは、次のとおり記入して下さい。

- （注1） 大規模建築物の所有者のうち、区分所有、共有に係る建築物及び所有者が管理権を委託している場合は、「管理者等」を所有者とします。
- （注2） 占有者とは、テナント名です。テナントが多い場合は、別用紙で提出して下さい。また、所有者自身だけが入居している場合も記入して下さい。
- （注3） 共有部分とは、階段、廊下、機械室、ロビーなど不特定多数が使用する部分です。
- （注4） この欄の数字は、右側の廃棄物の数量と再利用したものの数量の合計数字となります。また、個々の品目の数量と再利用したものの数量の合計数字となります。
- （注5） 処分先とは、自社内で自己処理する場合は「自己処理」と、処理業者へ委託して処分する場合は、業者が持ち込む「清掃工場名」または「埋立処分場名」などを記入して下さい。
- （注6） 再利用率とは、再利用量を発生量で除した数字のパーセンテージで小数第1位まで記入して下さい。
- （注7） 可燃ごみとは、残飯、茶殻、吸い殻、ビニール類、軟質プラスチック（洗剤容器など）などです。
- （注8） 古紙とは、新聞、雑誌、段ボール、チラシ、包装紙、不要紙などです。
- （注9） その他金物とは、鍋、やかん、ストーブ、自転車及び大部分が金属でできているものです。
- （注10） 粗大ごみとは、机、ロッカー、その他大型の廃棄物です。
- （注11） この欄の品目以外のものがありましたら記入して下さい。
- （注12） 廃棄物の種類の欄は分別の種類を、処理業者の欄は収集運搬業者名を記入して下さい。
- （注13） 再利用の実績についての自己評価を中心に記入して下さい。
- （注14） 分別の方法、回収業者への引渡しの方法など具体的に記入して下さい。
- （注15） 自社で考えられる分別、再利用可能な品目及び方法を記入して下さい。